

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年2月26日提出
【発行者名】	フォルティス・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 平
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【事務連絡者氏名】	彦由 康男
【電話番号】	03-5635-1605
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	コメルツ・ヨーロッパ株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額 1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません。

第一部【証券情報】**(1) 【ファンドの名称】**

コメルツ・ヨーロッパ株式ファンド
(以下「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- A. 追加型株式投資信託の受益権です。
- B. 格付は取得していません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるフォルティス・アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益証券を表示する受益権を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。基準価額は、組入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

詳細は、委託会社または販売会社窓口にてお尋ね下さい。

基準価額は、フォルティス・アセットマネジメント株式会社のホームページ（<http://www.fortis-am.com/>）でご覧になれます。また、基準価額は翌日の日本経済新聞に掲載されます。

(5) 【申込手数料】

お申込手数料は、委託会社の指定する販売会社が取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限としてそれぞれ別に定めることとします。

お申込手数料については、委託会社または販売会社にお尋ね下さい。

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は無手数料とします。

また、下記の償還乗換えにより当ファンドの取得のお申込みをされる場合は、当該償還金額の範囲内で取得する口数については無手数料とさせていただきます。（償還金額を超える部分については、お申込み総金額に適用される手数料率によります。）

「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3カ月の初日以降償還となった証券投資信託の償還金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。その場合、下記の取扱いを行います。

信託期間を延長した証券投資信託にあっては、償還金の中に当初の信託終了日以降における受益権の買取請求による売却代金または一部解約代金を含むこととします。

追加型証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものを信託期間を延長した証券投資信託とみなします。

お申込手数料（お申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています。）は、お申込み金額の中から差し引かせていただきます。

自動けいぞく投資（分配金自動再投資型）で収益分配金を再投資する際、無手数料の取扱いとなります。

(6) 【申込単位】

分配金再投資コースでの受付になります。

1万円以上1円単位

1万円以上千円単位

10万円以上1円単位

お申込単位については、委託会社または販売会社にお尋ね下さい。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する際のお買付単位は1口単位となり無手数料の取扱いとなります。

(7) 【申込期間】

継続募集に係る申込期間（平成22年2月27日から平成23年2月28日まで）

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

当ファンドの継続申込期間は平成23年2月28日までとさせて頂いておりますが、平成22年4月13日付で繰上償還を行う予定のもと、投資信託及び投資法人に関する法律に基づく所定の手続きを、平成22年2月15日から開始しております。

本届出書の使用効力開始日現在において、繰上償還の可否は未定ですが、平成22年2月15日～平成22年3月17日までの異議申立期間に異議を述べた投資家の皆様の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、以降は保有資産を順次売却していきます。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問い合わせください。

(8) 【申込取扱場所】

フォルティス・アセットマネジメント株式会社のホームページ（<http://www.fortis-am.com/>）にて、お申込み販売会社をご覧になれます。販売会社名をクリックして頂きますと、各販売会社ごとの申込取扱場所をご覧になれます。詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社の定める期日（詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。）までに取得申込金を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額を追加信託の行われる日に委託会社の口座を経由して受託会社のファンドにかかる口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

フォルティス・アセットマネジメント株式会社のホームページ（<http://www.fortis-am.com/>）にて、お申込み販売会社をご覧になれます。販売会社名をクリックして頂きますと、各販売会社ごとの申込取扱場所をご覧になれます。詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込みの方法

受益権取得のお申込みは、販売会社に取引口座を開設のうえ当ファンドのお申込みを行うことによって成立します。販売会社は、お申込みの成立までに、「総合取引約款」（または「累積投資約款」）および当ファンドの「目論見書」等を提示、お渡しいたします。

継続申込期間においては、取得申込みに係る金額を当該販売会社に指定された日までにお支払い下さい。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

このファンドは欧州主要国の株式を主要な投資対象とすることによって、長期的な信託財産の成長をめざします。

主な投資対象

当ファンドは欧州主要国である英国、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、アイルランド、フィンランド、デンマーク、スイス、スウェーデン、ノルウェーなどの株式を主要な投資対象とします。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 海外 / 株式に属するものです。

下記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。当ファンドが該当する商品分類及び属性区分に網掛けで表示しております。

<商品分類表>

単位型/追加型 (1)	投資対象地域 (2)	投資対象資産 (収益の源泉) (3)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

(1) 追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後、追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

(2) 投資対象地域による区分で海外とは、目論見書又は投資信託約款において、海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(3) 投資対象資産による区分で株式とは、目論見書又は投資信託約款において、株式の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<属性区分表>

投資対象資産 (4)	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般/大型株/中小型株	年1回 年2回	グローバル 日本	あり
債券 一般/公債/社債	年4回 年6回	北米 欧州	なし
その他債券 クレジット属性	(隔月)	アジア	
不動産投信	年12回 (毎月)	オセアニア 中南米	
その他資産 資産複合	日々 その他	アフリカ 中近東 (中東) エマージング	
資産配分固定型/資産配分変更型			

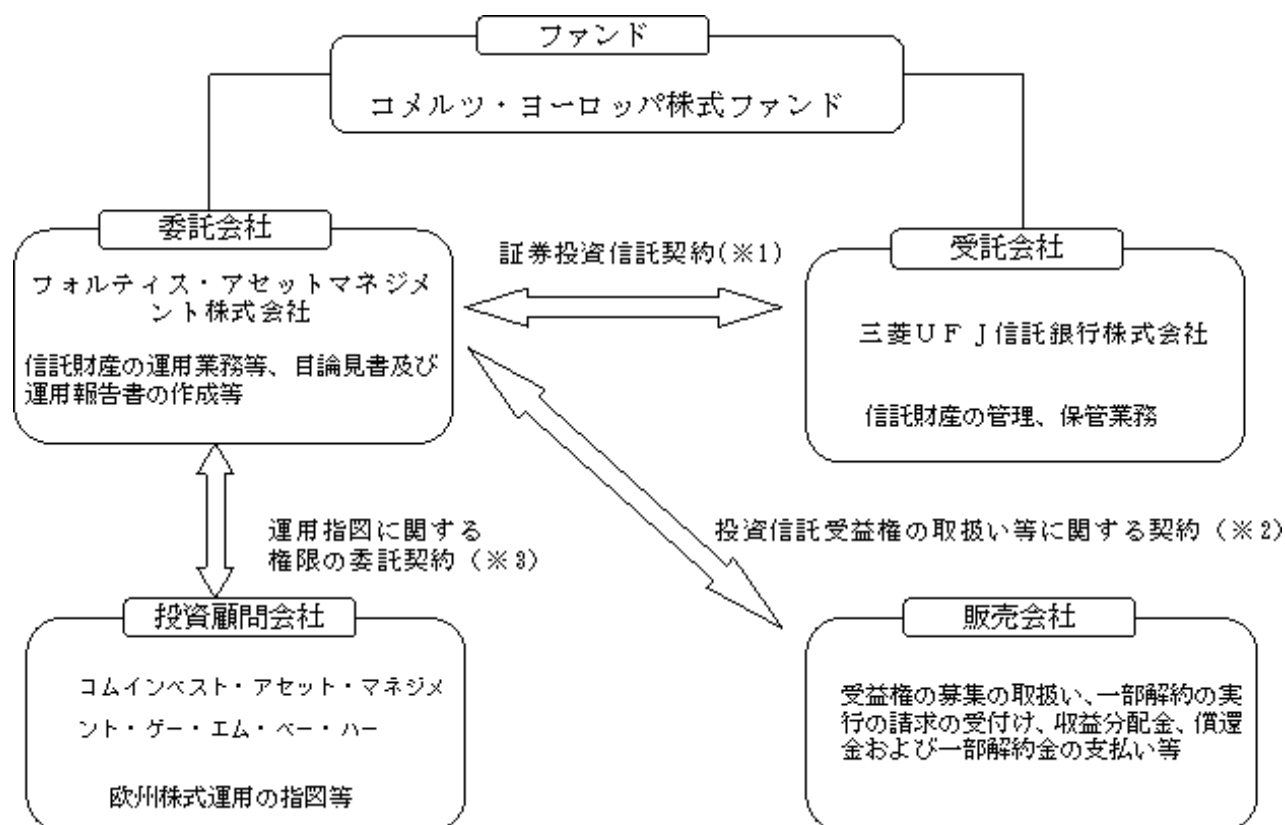
(4) 投資対象資産による区分で株式 (一般) とは、株式を投資対象資産とし、目論見書又は投資信託約款において、主として大型株、中小型株に投資する記載が無い全てのものをいいます。

商品分類・属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会の下記のインターネットホームページをご参照下さい。

<http://www.toushin.or.jp/>

(2) 【ファンドの仕組み】

A ファンドの関係法人



証券投資信託契約(1)

委託会社と受託会社との間で、証券投資信託契約を締結しております。信託契約期間は契約締結日から信託終了の日または信託契約解約の日までとなっております。

投資信託受益権の取扱い等に関する契約(2)

委託会社と販売会社との間で、受益権の募集、売り出しの取扱いおよび収益分配金、償還金の支払等に関する契約を締結しております。

契約期間は、1年毎の更新となっており、委託会社、販売会社双方から期間満了の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長の取扱いについても同様です。

運用指図に関する権限の委託契約(3)

委託会社と投資顧問会社との間で、運用指図に関する権限を投資顧問会社に委託するための契約を締結しております。契約期間は、当ファンドの信託期間終了までとなっております。

B 委託会社等の概況

本書提出日現在の資 4億円

本金の額

沿革

平成 4年 1月 コメルツ・インターナショナル投資顧問株式会社設立

平成 4年 4月 証券投資顧問業の登録

平成 6年 5月 投資一任契約に係る業務の認可

平成 9年11月 コメルツ投信投資顧問株式会社に商号変更

平成 9年12月 証券投資信託委託業の免許（平成10年法改正により認可）取得

平成19年11月 フォルティス・アセットマネジメント株式会社に商号変更

平成20年10月 フォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併

大株主の状況

(本書提出日現在)

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
-------	-----	------	------

Fortis Investment Management SA フォルティス・インベストメント・マネジメン・エスエー	Avenue de l'Astronomie14, 1210 Brussels, Belgium ベルギー王国1210ブリュッセル アストロノミー通り14	8,000株	100%
---	--	--------	------

2【投資方針】

(1)【投資方針】

A 運用方針

このファンドは欧州主要国の株式を主要な投資対象とすることによって、長期的な信託財産の成長をめざします。

B 投資態度

投資対象は欧州主要国である英国、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、アイルランド、フィンランド、デンマーク、スイス、スウェーデン、ノルウェーなどの株式を主要な投資対象とします。また、海外で上場されているヨーロッパ企業のDR（預託証券）、カントリーファンドに投資することがあります。

モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル(MSCI)欧州株式指数をベンチマークとして運用を行ないます。

国別配分と業種配分は経済見通しと資本市場分析に重点をおいたトップダウン・アプローチ、銘柄選定については個別企業の基礎的調査に基づくボトムアップ・アプローチによって行ないます。

組入れ銘柄は、財務内容が良好で、かつ中長期的な成長力からみて割安な銘柄群になります。このようなポートフォリオを構築することによって、リスクをベンチマーク以下に抑えながら、ベンチマークを上回るリターンを中長期的に積み上げることをめざします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないませんが、状況に応じて一定の範囲内で行なう場合があります。

C 運用の形態

コムインベスト・アセット・マネジメン・ゲー・エム・ベー・ハーに欧州株式運用の指図に関する権限を委託します。

名称：コムインベスト・アセット・マネジメン・ゲー・エム・ベー・ハー

所在地：ドイツ連邦共和国 60261 フランクフルト・アム・マイン プラッツ・デア・アインハイト

(2)【投資対象】

A 投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

株券または新株引受権証券

国債証券

地方債証券

特別の法律により法人の発行する債券

社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

コマーシャル・ペーパー

外国または外国の者が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）

投資信託証券（外国の者が発行する証券で、投資信託の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）

外国の者が発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）

外国法人が発行する譲渡性預金証書

銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの））といいます。）

なお、の証券または証書およびの証券または証書のうち の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、 から までの証券および の証券のうち から までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

B 投資対象とする金融商品

前記Aに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

預金

指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

コール・ローン

手形割引市場において売買される手形

抵当証券

前記Aにかかわらず、このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の から までに掲げる金融商品により運用することができるものとします。

C その他の投資対象

信用取引の売付けができるものとします。ただし、売付けたものは買戻しまたは現渡しにより決済することができるものとします。

わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができるものとします。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします。

わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプションを行うことができます。

わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができるものとします。

異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができるものとします。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができるものとします。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

信託財産に属する有価証券を貸付けることができるものとします。

一部解約金または再投資にかかる収益分配金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができるものとします。

信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

（3）【運用体制】

A 運用機構と概要

当ファンドの欧州株式の運用を担当する投資顧問会社、コムインベスト・アセット・マネジメント・ゲー・エム・ベー・ハーは、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

B 意思決定プロセス

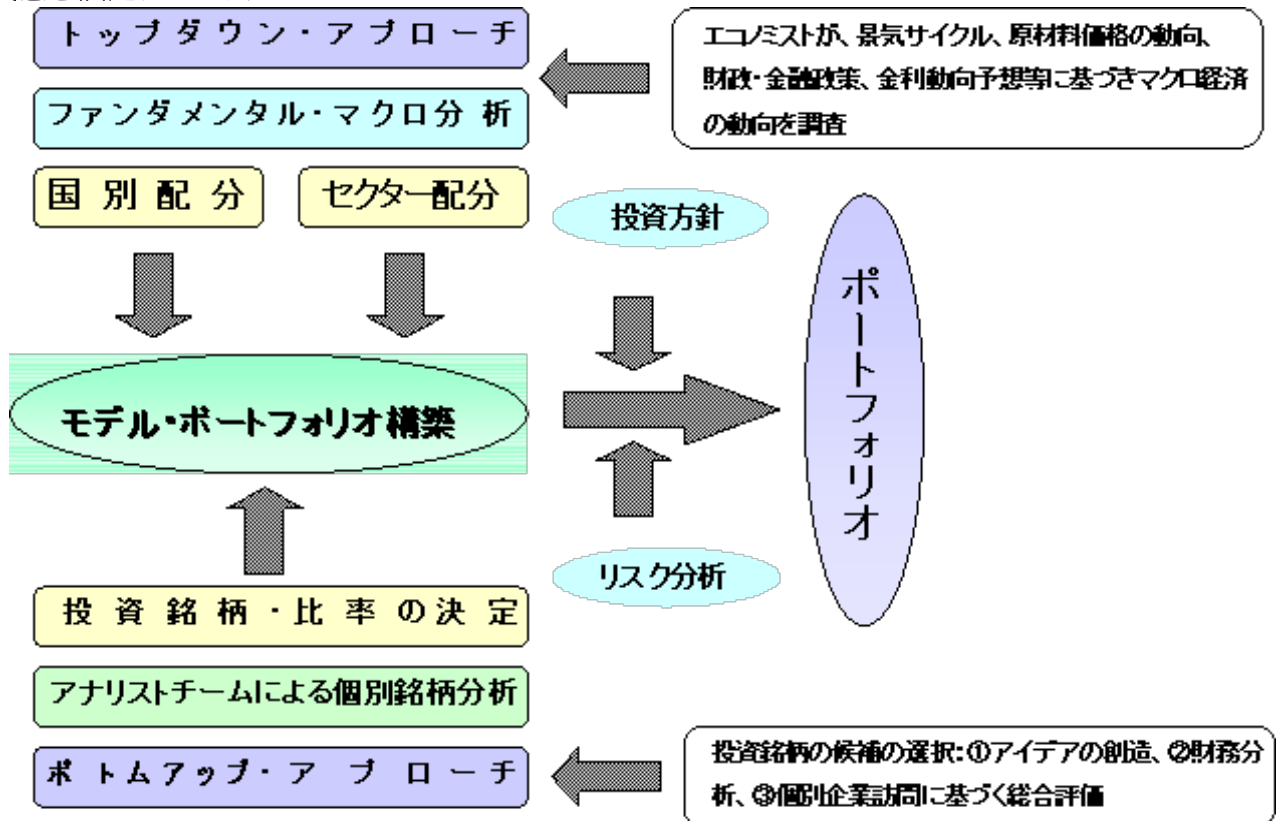
投資顧問会社の投資戦略調査部では、エコノミストが、景気サイクル、原材料価格の動向、財政・金融政策、金利動向予想等に基づきマクロ経済の動向を調査します。また同時に、同部株式市場分析担当アナリストは、企業の収益予想、株式市場の動向、市場に影響を与える事象、投資家の資金動向等の調査から株式のシナリオを作成します。これらの調査にリスク・シナリオを含めた上で、トップダウン・アプローチとしての業種別配分、国別配分を決定します。

投資顧問会社の各セクター・チームに配属されているポートフォリオ・マネージャーとアナリストによって、ボトムアップ・アプローチとしての投資銘柄の選択がされます。この銘柄選択に至るまでには、アイデアの創造、財務分析、個別企業訪問に基づく総合評価、の過程を経ます。

上記トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチを基に、欧州株式モデル・ポートフォリオを作成します。

投資顧問会社のファンドマネージャーは、欧州株式モデル・ポートフォリオに、当ファンドのガイドライン、運用制限を加味して、最終的なポートフォリオを決定し、投資を実施します。運用に関するリスク測定は、投資顧問会社における株式運用部内のクオンツ・アナリストと投資管理部とによって実施されます。双方のリスク測定結果は、同時に株式運用部長と担当ポートフォリオ・マネージャーに報告されます。株式運用部長はこれらのリスク測定結果を踏まえ、必要のある場合は、担当ポートフォリオ・マネージャーにリスク軽減の指示を出します。

<投資意思決定プロセス>



上記「(3)運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

A 収益分配方針

年2回決算を行ない、毎決算時（原則として5月31日および11月30日、ただし、決算日が休業日の場合は翌営業日）に原則として以下の方針に基づいて分配を行ないます。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

B 収益の分配の計理

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(イ) 配当金、利子、およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）

は、諸経費、監査費用および当該監査費用に対する消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(ロ) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用に対する消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

C 収益分配金の交付

毎計算期間の終了日後、1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目)までに収益分配金を支払います。お支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行います。受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(注)分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

A 信託約款に基づく主な投資制限

株式への投資割合は、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資する株式等の範囲

1. 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
2. 上記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式等への投資制限

1. 委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
2. 委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引の指図範囲

信用取引の指図は、つぎの各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権(5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに預金、指定金銭信託、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形

にて運用している額の範囲内とします。

- コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本項で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点での信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図

- スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間（信託契約締結日から信託終了の日または信託契約解約の日）を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

金利先渡し取引および為替先物取引の運用指図

金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間（信託契約締結日から信託終了の日または信託契約解約の日）を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

有価証券の貸付の指図および範囲

- 委託会社は、信託財産に属する株式および公社債につき下記範囲内で貸付の指図を行うことができます。
 - 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 上記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ

- 委託会社は、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資信託証券への投資制限

委託会社は取得時において、投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

B 法令により制限される取引等

当ファンドに適用される投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）等関連法令上により、後記に掲げる取引は、制限されます。

デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買

を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

A ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主として欧州主要国の株式などの値動きのある証券に投資するため、組入証券の価格の変動に伴うリスクや、為替変動に伴うリスクがありますので、基準価額は変動します。また、組入れた株式の発行者の経営、財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により投資元金を割り込むことがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を生じ、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者であるご投資家様に帰属します。リスクとは、投資によって資金を失う可能性、期待通りの収益を得られない可能性です。通常、リスクが大きいほど投資収益は大きくなりますが、損失も大きくなります。

当ファンドは欧州主要国である英国、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、アイルランド、フィンランド、デンマーク、スイス、スウェーデン、ノルウェーなどの株式を主要な投資対象とします。従いまして、ファンドの値動きは、概ね欧州主要国株式相場全体の値動きに左右される傾向があります。また、欧州の通貨（主にユーロ）に対し、円高になるとファンドの基準価額は下落し、逆に円安になるとファンドの基準価額は上昇する傾向があります。

主なリスクの分類につきましては、以下の通りです。

株価変動リスク

一般に、外国株式の価格動向は対象国内および国際的な政治・経済情勢などの影響を受けて大きく変動します。ファンドにおいては投資株式個々の事業活動や財務状況、これらに対する外部評価の変化等で株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

特に企業の経営等に重大な危険が生じた場合には、当該企業の株式が大きく下落し、基準価額が大幅に下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、ファンドにとって最適な時期、価格で取引が執行できなかった場合に損失を生じ、値上がり益を逸することです。市場規模や取引量が少ないために組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

一般に、投資している有価証券等に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に有価証券等の価格が下落し、投資資金を回収できなくなったりすることあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

一般に欧州の通貨（主にユーロ）に対し、円高になるとファンドの基準価額は下落し、逆に円安になるとファンドの基準価額は上昇する傾向があります。為替レートは一般に、外国為替市場の需要、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他様々な国際的な要因により決定されます。また為替レートは各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

カントリー・リスク

当ファンドは、海外の有価証券等に投資しますが、投資する海外の金融・証券市場や投資先の国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

また証券投資信託の運用においては、一般的に主として下記にあげるリスクが想定されます。

< その他の留意事項 >

解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク

解約資金を手当てするために、保有有価証券等を売却した場合に取引執行コスト等がかかり、ファンドの基準価額の下落の要因が発生します。また売却の際の市場動向や取引量の状況等によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

システムリスク・市場リスクなどに関する留意点

証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

以下は投資信託についての一般的な留意事項になります。

投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。

投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

B 投資リスクに対する管理体制

リスク測定は、投資顧問会社における株式運用部内のクオンツ・アナリストと投資管理部とによって実施されます。双方のリスク測定結果は、同時に株式運用部長と担当ポートフォリオ・マネージャーに報告されます。株式運用部長はこれらのリスク測定結果を踏まえ、必要のある場合は、担当ポートフォリオ・マネージャーにリスク軽減の指示を出します。

一方、委託会社であるフォルティス・アセットマネジメント株式会社では、業務部門によって日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施しております。また同時に、コンプライアンス・オフィサーによる法令および運用ガイドラインの遵守についてのモニタリングが実施されています。なお、委託会社ではパフォーマンス評価委員会、リスク管理委員会により定期的チェックを行い、更なるリスクの監視に努めています。尚、委員会および管理体制は変更される場合があります。

パフォーマンス評価委員会

< 構成メンバー >

運用部門、コンプライアンス・オフィサー、営業部門の代表者、業務部門の代表者

< 所管業務 >

運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証

< 権限 / 責任範囲 >

運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

リスク管理委員会

< 構成メンバー >

業務部門の代表者、コンプライアンス・オフィサー、営業部門の代表者、運用調査部門の代表者

< 所管業務 >

バック・オフィスに係わるリスクの検証

< 権限 / 責任範囲 >

バック・オフィスに係わるリスクの提言

運用体制は今後変更になる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

お申込手数料は、委託会社の指定する販売会社が取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限としてそれぞれ別に定めることとします。

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は無手数料とします。

また、下記の償還乗換えにより当ファンドの取得のお申込みをされる場合は、当該償還金額の範囲内で取得する口数については無手数料とさせていただきます。（償還金額を超える部分については、お申込み総金額に適用される手数料率によります。）

「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3カ月の初日以降償還となった証券投資信託の償還金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。その場合、下記の取扱いを行います。

信託期間を延長した証券投資信託にあっては、償還金の中に当初の信託終了日以降における受益権の買取請求による売却代金または一部解約代金を含むこととします。

追加型証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものを信託期間を延長した証券投資信託とみなします。

(注1) 手数料、手数料に対する消費税および地方消費税相当額（「消費税等相当額」といいます。）はお申込み金額の中から差し引かせていただきます。

(注2) 自動けいぞく投資（分配金自動再投資型）で収益分配金を再投資する際、無手数料の取扱いとなります。

(注3) 詳細は各販売会社窓口にてお尋ね下さい。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

解約手数料はありません。

信託財産留保額

信託財産留保額はありません。

（３）【信託報酬等】

信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年10,000分の157.5（税抜年10,000分の150）の率を乗じて得た金額が信託報酬として毎日計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬の配分（年率） 年1.575%（税抜1.5%）	委託会社	年0.735%（税抜 年0.70%）
	販売会社	年0.735%（税抜 年0.70%）
	受託会社	年0.105%（税抜 年0.10%）

委託会社の報酬には、投資顧問報酬の年0.233%（税抜）が含まれます。

信託報酬の支払いは、毎計算期末に当該計算期末までに計上された金額ならびに信託の終了時に終了時まで計上された金額を信託財産中から支弁します。また、信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

当ファンドは以下の費用も負担します。

< 信託事務の諸費用 >

- ・ 信託財産に関する租税
- ・ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用
- ・ 信託事務の処理に要する諸費用

< 売買・保管等に要する費用 >

- ・ ファンドの組入る有価証券等の売買に係る売買手数料等
- ・ 先物・オプション取引に要する費用
- ・ その他の金融商品取引に要する費用

< 資金の借入れ >

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等

< その他 >

- ・ 受託会社の立て替えた立替金の利息
- ・ 当該各費用に係る消費税相当額

その他の費用については、定時に見直されるものや売買条件等により異なるものがある為、当該費用および合計額（上限額等を含む）を表示することが出来ません。

上記ファンドでご負担いただく各当該費用に係る信託報酬、その他の費用の合計額、上限額、計算方法等は、保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時、請求時に初めて具体的な金額を認識するものがあったりすることから、予め具体的な金額等を記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

< 個別元本方式について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれず、

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<個人、法人別の課税の取扱いについて>

A 個人の受益者に対する課税

	平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配金の課税	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。
解約時および償還時の課税	譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。	譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には確定申告不要となります。

<損益通算について>

解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等との譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

B 法人の受益者に対する課税

	平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配金 解約時および償還時	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年12月末日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	ドイツ	116,282,100	17.01
	イギリス	107,301,354	15.70
	スペイン	63,103,920	9.23
	フランス	62,403,000	9.13
	スイス	61,274,516	8.97
	オランダ	35,288,220	5.16
	イタリア	33,983,268	4.97
	ギリシャ	9,570,000	1.40
	小計	489,206,378	71.58
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		194,220,431	28.42
合計（純資産総額）		683,426,809	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

A 評価額上位30銘柄

平成21年12月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	通貨	数量 (株)	簿価単価 簿価金額 (円)	時価単価 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	スペイン	株式	BANCO SANTANDER,S.A	銀行	EUR	20,000	1,515.3600 30,308,710	1,537.8000 30,756,000	4.50
2	イギリス	株式	VODAFONE GROUP	電気通信サービス	GBP	135,000	202.2114 27,377,665	210.7101 28,445,869	4.16
3	スペイン	株式	TELEFONICA S.A.	電気通信サービス	EUR	10,000	2,548.9200 25,489,200	2,603.7000 26,037,000	3.81
4	イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	GBP	20,000	854.2699 17,085,398	886.5065 17,730,130	2.59
5	ドイツ	株式	ALLIANZ SE-REG	保険	EUR	1,500	10,903.2000 16,354,800	11,556.6000 17,334,900	2.54
6	ドイツ	株式	BASF SE	素材	EUR	3,000	5,353.9200 16,061,760	5,768.4000 17,305,200	2.53
7	ドイツ	株式	SIEMENS AG REG	資本財	EUR	2,000	8,638.0800 17,276,160	8,569.4400 17,138,880	2.51
8	スイス	株式	ROCHE HLDG AG-GENUSS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	CHF	1,000	14,772.4220 14,772,422	15,774.3930 15,774,393	2.31
9	ドイツ	株式	E.ON AG	公益事業	EUR	4,000	3,527.0400 14,108,160	3,907.2000 15,628,800	2.29
10	フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	EUR	2,500	5,525.5200 13,813,800	5,994.1200 14,985,300	2.19
11	フランス	株式	SANOFI-AVENTIS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	EUR	2,000	6,758.4000 13,516,800	7,409.1600 14,818,320	2.17
12	オランダ	株式	PHILIPS ELECTRO	耐久消費財・アパレル	EUR	5,000	2,431.4400 12,160,500	2,775.3000 13,876,500	2.03
13	スイス	株式	NESTLE SA-REGISTERED	食品・飲料・タバコ	CHF	3,000	4,306.7019 12,920,106	4,500.0025 13,500,008	1.98
14	イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	GBP	3,000	4,004.6649 12,013,995	4,293.3290 12,879,987	1.88

15	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG SHS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	CHF	2,500	4,934.4855 12,336,214	5,045.3230 12,613,308	1.85
16	イギリス	株式	RIO TINTO PLC - REG	素材	GBP	2,500	4,526.3117 11,317,611	5,011.3260 12,528,315	1.83
17	オランダ	株式	NEW UNILEVER NV-CVA	食品・飲料・タバコ	EUR	4,000	2,715.2400 10,860,960	3,020.1600 12,080,640	1.77
18	イギリス	株式	ANGLO AMERICAN PLC	素材	GBP	3,000	3,792.1964 11,376,589	3,998.8037 11,996,411	1.76
19	フランス	株式	GDF SUEZ	エネルギー	EUR	3,000	3,767.2800 11,303,820	3,988.3800 11,965,140	1.75
20	イタリア	株式	ENI SPA	エネルギー	EUR	5,000	2,208.3600 11,041,800	2,358.8400 11,794,200	1.73
21	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	GBP	10,000	1,034.5018 10,345,018	1,045.7846 10,457,846	1.53
22	スイス	株式	UBS AG-REG	各種金融	CHF	7,000	1,391.2323 9,738,626	1,447.0944 10,129,661	1.48
23	ドイツ	株式	DAIMLER AG	自動車・自動車部品	EUR	2,000	4,569.8400 9,141,000	4,969.8000 9,939,600	1.45
24	イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	GBP	5,000	1,874.1187 9,370,594	1,954.7102 9,773,551	1.43
25	ギリシャ	株式	HELLENIC EXCHANGES	各種金融	EUR	10,000	1,071.8400 10,718,400	957.0000 9,570,000	1.40
26	イタリア	株式	UNICREDITSPA	銀行	EUR	30,000	306.2400 9,207,000	311.5200 9,345,600	1.37
27	オランダ	株式	ING GROEP N.V.	各種金融	EUR	10,000	888.3600 8,894,139	933.1080 9,331,080	1.37
28	スイス	株式	CREDIT SUISSE GROUP	各種金融	CHF	2,000	4,690.6430 9,381,286	4,628.5740 9,257,148	1.35
29	ドイツ	株式	RWE AG	公益事業	EUR	1,000	8,170.8000 8,170,800	9,047.2800 9,047,280	1.32
30	フランス	株式	BNP PARIBAS	銀行	EUR	1,000	7,278.4800 7,278,480	7,465.9200 7,465,920	1.09

B 業種別の投資比率

平成21年12月末日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	銀行	10.37
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.64
		電気通信サービス	8.98
		エネルギー	8.26
		素材	7.25
		各種金融	7.24
		公益事業	4.53
		保険	4.46
		食品・飲料・タバコ	4.21
		資本財	2.51
		耐久消費財・アパレル	2.03
		自動車・自動車部品	1.45
		ソフトウェア・サービス	0.63
合計			71.58

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成20年12月末日から平成21年12月末日における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期	（平成11年5月31日）	1,272	1,272	9,975	9,975
第2期	（平成11年11月30日）	1,458	1,470	10,115	10,215
第3期	（平成12年5月31日）	2,443	2,487	10,700	10,900
第4期	（平成12年11月30日）	2,964	2,964	9,866	9,866
第5期	（平成13年5月31日）	3,549	3,549	9,380	9,380
第6期	（平成13年11月30日）	2,491	2,491	8,546	8,546
第7期	（平成14年5月31日）	2,799	2,799	8,380	8,380
第8期	（平成14年12月2日）	2,465	2,465	7,165	7,165
第9期	（平成15年6月2日）	2,354	2,354	7,188	7,188
第10期	（平成15年12月1日）	2,472	2,472	7,789	7,789
第11期	（平成16年5月31日）	2,511	2,511	8,199	8,199
第12期	（平成16年11月30日）	2,405	2,405	8,597	8,597
第13期	（平成17年5月31日）	2,286	2,311	8,998	9,098
第14期	（平成17年11月30日）	2,024	2,061	10,491	10,691
第15期	（平成18年5月31日）	1,790	1,820	11,078	11,278
第16期	（平成18年11月30日）	1,765	1,805	12,475	12,775
第17期	（平成19年5月31日）	1,866	1,903	14,187	14,487
第18期	（平成19年11月30日）	1,591	1,626	12,872	13,172
第19期	（平成20年6月2日）	1,231	1,262	11,088	11,388
第20期	（平成20年12月1日）	532	532	4,965	4,965
第21期	（平成21年6月1日）	591	591	5,646	5,646
第22期	（平成21年11月30日）	646	646	6,308	6,308
	平成20年12月末日	542	-	5,057	-
	平成21年1月末日	471	-	4,422	-
	平成21年2月末日	452	-	4,282	-
	平成21年3月末日	467	-	4,444	-
	平成21年4月末日	537	-	5,128	-
	平成21年5月末日	592	-	5,645	-
	平成21年6月末日	593	-	5,675	-
	平成21年7月末日	636	-	6,084	-
	平成21年8月末日	658	-	6,311	-
	平成21年9月末日	668	-	6,426	-
	平成21年10月末日	674	-	6,570	-
	平成21年11月末日	646	-	6,308	-
	平成21年12月末日	683	-	6,713	-

(注) 上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期末	-
第2期計算期末	100
第3期計算期末	200

	1万口当たりの分配金(円)
第4期計算期末	-
第5期計算期末	-
第6期計算期末	-
第7期計算期末	-
第8期計算期末	-
第9期計算期末	-
第10期計算期末	-
第11期計算期末	-
第12期計算期末	-
第13期計算期末	100
第14期計算期末	200
第15期計算期末	200
第16期計算期末	300
第17期計算期末	300
第18期計算期末	300
第19期計算期末	300
第20期計算期末	-
第21期計算期末	-
第22期計算期末	-

【収益率の推移】

		収益率(%)
第1期	(平成11年5月31日)	0.3
第2期	(平成11年11月30日)	2.4
第3期	(平成12年5月31日)	7.8
第4期	(平成12年11月30日)	7.8
第5期	(平成13年5月31日)	4.9
第6期	(平成13年11月30日)	8.9
第7期	(平成14年5月31日)	1.9
第8期	(平成14年12月2日)	14.5
第9期	(平成15年6月2日)	0.3
第10期	(平成15年12月1日)	8.4
第11期	(平成16年5月31日)	5.3
第12期	(平成16年11月30日)	4.9
第13期	(平成17年5月31日)	5.8
第14期	(平成17年11月30日)	18.8
第15期	(平成18年5月31日)	7.5
第16期	(平成18年11月30日)	15.3
第17期	(平成19年5月31日)	16.1
第18期	(平成19年11月30日)	7.2
第19期	(平成20年6月2日)	11.5
第20期	(平成20年12月1日)	55.2
第21期	(平成21年6月1日)	13.7
第22期	(平成21年11月30日)	11.7

(注)各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

6【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

当ファンドの取得の申込みは、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において、原則として営業日の午後3時までとさせていただきます。ただし、フランクフルト証券取引所の休業日はお申込みの受付は行ないません。なお、当該受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の受付とさせていただきます。お申込価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

取扱い方法	申込単位	受渡代金の計算
分配金再投資コース	1万円以上 1円単位 1万円以上 千円単位 10万円以上 1円単位	基準価額 × お申込口数 = お申込金額。 これに、1口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限とする手数料がお申込金額の中で精算されます。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社のホームページ(<http://www.fortis-am.com/>)にて、お申し込み販売会社をご覧になれます。詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、1円以上1円単位の金額指定も出来ます。また、分配金再投資コースで収益分配金を再投資する際のお買付単位は1口単位となり無手数料の取扱いとなります。ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

当ファンドは平成22年4月13日付で繰上償還を行う予定のもと、投資信託及び投資法人に関する法律に基づく所定の手続きを、平成22年2月15日から開始しております。本届出書の使用効力開始日現在において、繰上償還の可否は未定ですが、平成22年2月15日～平成22年3月17日までの異議申立期間に異議を述べた投資家の皆様の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、以降は保有資産を順次売却していきます。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 換金（解約）手続等

A 受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1口単位（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託会社に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託会社が、当該申し出を受付けた受益権を除く）をもって一部解約の実行を請求することができます。一部解約請求の場合の受取金額は、請求日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税（基準価額が個別元本（ ）を上回った場合、その超過額の20%）（ ）を差引いた金額となります。

また、当該金額は請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

、 の詳細は前記「第1 ファンドの状況 4 手数料及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照下さい。

B 委託会社は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

C 一部解約のお申込みは委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において、原則として毎営業日にお申込みいただけます。ただし、フランクフルト証券取引所の休業日はお申込みの受付は行ないません。一部解約のお申込みの受付時間は午後3時までとします。

D 解約請求の場合の受取金額は、請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

E 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は

当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回されない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行を受付けたものとして当該計算日の基準価額とします。

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産の評価

A 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

B 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、フォルティス・アセットマネジメント株式会社のホームページ（<http://www.fortis-am.com/>）でご覧になれます。また、基準価額は翌日の日本経済新聞に掲載されます。

(2) 保管

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 信託期間

信託期間は無期限とします。

当ファンドの信託期間は無期限とさせて頂いておりましたが、平成22年4月13日付で繰上償還を行う予定のもと、投資信託及び投資法人に関する法律に基づく所定の手続きを、平成22年2月15日から開始しております。

本届出書の使用効力開始日現在において、繰上償還の可否は未定ですが、平成22年2月15日～平成22年3月17日までの異議申立期間に異議を述べた投資家の皆様の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、以降は保有資産を順次売却していきます。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問い合わせください。

(4) 計算期間

計算期間は原則として毎年12月1日から翌年5月31日まで、および同年6月1日から同年11月30日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、該当日以降の最初の営業日を計算期間の終了日とします。

(5) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

分配金、償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（注）ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

委託会社の免責

上記の収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、委託会社は販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後、販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

投資信託約款の重大な内容の変更、信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「7 管理及び運営の概要（6）その他（ ）ファンドの償還条件」に規定する信託の解約または「（ ）約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。

ただし、信託の解約の場合において、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を申立てることのできる期間が1ヶ月を下らずに信託の解約の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、適用しません。

異議申立てを行った受益者の買取請求権

前記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

上記の買取請求の内容および手続きに関する事項は、前期「7 管理及び運営の概要（5）その他（ ）ファンドの償還条件」または「（ ）約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

（6）その他

（ ）ファンドの償還条件

- A 信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が10億口を下ることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- B 委託会社は、前項の事項について、あらかじめこれを公告し、かつ知っている受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- C 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- D 委託会社は、前項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知っている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- E 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- F 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、Cの信託契約の解約をしません。
- G 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知っている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- H E からG までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってEの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- I 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- J 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記（ ）約款の変更にしたがいます。
- K 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、この信託は、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

L 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、約款第52条の規定にしたがい新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

() 償還金について

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

受益者が、支払開始日から10年間その支払いを請求をしないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金および一部解約金の支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行なうものとし、

() 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

() 約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、前項の信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

() 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

() 運用報告書

委託会社は、每期決算後、および償還時に、運用経過等や信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を通じて知れている受益者の皆様に送付します。運用報告書は、ファンドの償還時にも作成します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資家に対して開示されることがあります。

第2【財務ハイライト情報】

以下の情報は、有価証券届出書（金融商品取引法第13条第2項第2号に定める）「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

ファンドの「財務諸表」については、あらた監査法人による監査を受けております。

また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

【財務諸表】

【コメルツ・ヨーロッパ株式ファンド】

1【貸借対照表】

(単位：円)

	第21期 (平成21年6月1日現在)	第22期 (平成21年11月30日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	27,467,897	6,918,929
コール・ローン	11,788,052	10,047,680
株式	554,983,504	633,457,701
未収配当金	2,262,395	1,601,385
未収利息	16	13
流動資産合計	596,501,864	652,025,708
資産合計	596,501,864	652,025,708
負債の部		
流動負債		
未払解約金	213,646	126,691
未払受託者報酬	266,041	334,429
未払委託者報酬	3,724,482	4,681,932
その他未払費用	420,000	420,000
流動負債合計	4,624,169	5,563,052
負債合計	4,624,169	5,563,052
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 1,048,369,039	1, 2 1,024,900,082
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	3 456,491,344	3 378,437,426
(分配準備積立金)	399,186,812	394,466,273
元本等合計	591,877,695	646,462,656
純資産合計	591,877,695	646,462,656
負債純資産合計	596,501,864	652,025,708

2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第21期	第22期
	自 平成20年12月2日 至 平成21年6月1日	自 平成21年6月2日 至 平成21年11月30日
営業収益		
受取配当金	14,319,215	6,796,011
受取利息	1,636	1,192
有価証券売買等損益	6,713,247	89,607,349
為替差損益	54,024,501	21,412,166
その他収益	533,579	4,296
営業収益合計	75,592,178	74,996,682
営業費用		
受託者報酬	266,041	334,429
委託者報酬	1 3,724,482	1 4,681,932
その他費用	721,600	649,806
営業費用合計	4,712,123	5,666,167
営業利益又は営業損失（ ）	70,880,055	69,330,515
経常利益又は経常損失（ ）	70,880,055	69,330,515
当期純利益又は当期純損失（ ）	70,880,055	69,330,515
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	558,386	1,689,875
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	540,157,283	456,491,344
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,003,102	12,588,374
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,003,102	12,588,374
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,775,604	2,175,096
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,775,604	2,175,096
分配金	2 -	2 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	456,491,344	378,437,426

[次へ](#)

3 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第21期 自 平成20年12月2日 至 平成21年6月1日	第22期 自 平成21年6月2日 至 平成21年11月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場がないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所等の発表する基準値段又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場がないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として株式の配当落ち日においてその金額が確定しているものについては、当該金額、未だ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。</p>	<p>受取配当金 同左</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>計算期間末日の取扱い 平成20年11月30日が休日のため、前計算期間末日を平成20年12月1日としております。また、平成21年5月31日が休日のため、当計算期間末日を平成21年6月1日としております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 同左</p> <p>計算期間末日の取扱い 平成21年5月31日が休日のため、前計算期間末日を平成21年6月1日としております。</p>

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

A 名義書換

該当事項はありません。

B 受益者等名簿

作成しません。

C 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

D 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益権の譲渡制限は設けておりません。

E 受益者集会等

該当するものは存在しません。

F 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

G 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

H 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

I 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

J 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

当ファンドの有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は下記のとおりです。

第1 ファンドの沿革**第2 手続等**

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営**1 資産管理等の概要**

(1) 資産の評価、(2) 保管、(3) 信託期間、(4) 計算期間、(5) その他

2 受益者の権利等**第4 ファンドの経理状況****1 財務諸表**

(1) 貸借対照表、(2) 損益及び剰余金計算書、(3) 注記表 (4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成10年12月 1日 ファンドの信託契約締結、設定募集開始・運用開始

平成12年11月15日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成12年12月 1日 有価証券届出書効力発生

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドの取得の申込みは、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において、原則として営業日の午後3時までとさせていただきます。ただし、フランクフルト証券取引所が休業日はお申込みの受付は行ないません。なお、当該受付時間を過ぎての申込みは、翌営業日の受付とさせていただきます。お申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

取扱い方法	申込単位	受渡代金の計算
分配金再投資コース	1万円以上 1円単位 1万円以上 千円単位 10万円以上 1円単位	基準価額 × お申込口数 = お申込金額。 これに、1口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限とする手数料がお申込金額の中で精算されます。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社のホームページ(<http://www.fortis-am.com/>)にて、お申し込み販売会社をご覧になれます。詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

- * 確定拠出年金制度によるお申込の場合は、1円以上1円単位の金額指定も出来ます。また、分配金再投資コースで収益分配金を再投資する際のお買付単位は1口単位となり無手数料の取扱いとなります。
- * ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

当ファンドは平成22年4月13日付で繰上償還を行う予定のもと、投資信託及び投資法人に関する法律に基づく所定の手続きを、平成22年2月15日から開始しております。本届出書の使用効力開始日現在において、繰上償還の可否は未定ですが、平成22年2月15日～平成22年3月17日までの異議申立期間に異議を述べた投資家の皆様の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、以降は保有資産を順次売却していきます。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- A 受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1口単位（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託会社に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託会社が、当該申し出を受付けた受益権を除く）をもって一部解約の実行を請求することができます。
- 一部解約請求の場合の受取金額は、請求日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税（基準価額が個別元本（ ）を上回った場合、その超過額の20%）（ ）を差引いた金額となります。
- また、当該金額は請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
- 、 の詳細は前記「第1 ファンドの状況 4 手数料及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。
- B 委託会社は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- C 一部解約のお申込みは委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において、原則として毎営業日にお申

込みいただけます。ただし、フランクフルト証券取引所の休業日はお申込みの受付は行ないません。
一部解約のお申込みの受付時間は午後3時までとします。

- D 解約請求の場合の受取金額は、請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
- E 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回されない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行を受け付けたものとして当該計算日の基準価額とします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

A 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

B 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、フォルティス・アセットマネジメント株式会社のホームページ(<http://www.fortis-am.com/>)でご覧になれます。また、基準価額は翌日の日本経済新聞に掲載されます。

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益権を発行しませんので、受益権の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は無期限とします。

当ファンドの信託期間は無期限とさせて頂いておりましたが、平成22年4月13日付で繰上償還を行う予定のもと、投資信託及び投資法人に関する法律に基づく所定の手続きを、平成22年2月15日から開始しております。

本届出書の使用効力開始日現在において、繰上償還の可否は未定ですが、平成22年2月15日～平成22年3月17日までの異議申立期間に異議を述べた投資家の皆様の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、以降は保有資産を順次売却していきます。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問い合わせください。

(4)【計算期間】

計算期間は原則として毎年12月1日から翌年5月31日まで、および同年6月1日から同年11月30日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、該当日以降の最初の営業日を計算期間の終了日とします。

(5)【その他】

() ファンドの償還条件

- A 信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が10億口を下ることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- B 委託会社は、前項の事項について、あらかじめこれを公告し、かつ知れている受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- C 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- D 委託会社は、前項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- E 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき

旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- F 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、Cの信託契約の解約をしません。
- G 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- H E からG までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってEの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- I 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- J 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記（ ）約款の変更にします。
- K 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、この信託は、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- L 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、約款第52条の規定にしたがい新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

() 償還金について

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益権を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益権と引き換えに当該受益者に支払います。

受益者が、支払開始日から10年間その支払いを請求をしないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

() 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

() 約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前項の信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。委託会社は、受益者の利益のため必要と認めると

き、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

() 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

() 運用報告書

委託会社は、毎期決算後、および償還時に、運用経過等や信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を通じて知られたる受益者の皆様へ送付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資家に対して開示されることがあります。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

分配金、償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(注) ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

委託会社の免責

上記の収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、委託会社は販売会社に対する支払いをもって免責されるものとし、かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託会社が一定期間経過後、販売会社より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとし、

投資信託約款の重大な内容の変更、信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「1.資産管理等の概要(5)その他()ファンドの償還条件」に規定する信託の解約または「()約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。ただし、信託の解約の場合において、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を申立てることのできる期間が1ヶ月を下らずに信託の解約の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、適用しません。

異議申立てを行った受益者の買取請求権

前期に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

上記の買取請求の内容および手続きに関する事項は、前記「1資産管理等の概要(5)その他()ファンドの償還条件」または「()約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第21期計算期間（平成20年12月2日から平成21年6月1日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第22期計算期間（平成21年6月2日から平成21年11月30日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。但し、第22期計算期間については「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期計算期間（平成20年12月2日から平成21年6月1日まで）及び、第22期計算期間（平成21年6月2日から平成21年11月30日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【コメルツ・ヨーロッパ株式ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第21期 (平成21年6月1日現在)	第22期 (平成21年11月30日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	27,467,897	6,918,929
コール・ローン	11,788,052	10,047,680
株式	554,983,504	633,457,701
未収配当金	2,262,395	1,601,385
未収利息	16	13
流動資産合計	596,501,864	652,025,708
資産合計	596,501,864	652,025,708
負債の部		
流動負債		
未払解約金	213,646	126,691
未払受託者報酬	266,041	334,429
未払委託者報酬	3,724,482	4,681,932
その他未払費用	420,000	420,000
流動負債合計	4,624,169	5,563,052
負債合計	4,624,169	5,563,052
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 1,048,369,039	1, 2 1,024,900,082
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	3 456,491,344	3 378,437,426
(分配準備積立金)	399,186,812	394,466,273
元本等合計	591,877,695	646,462,656
純資産合計	591,877,695	646,462,656
負債純資産合計	596,501,864	652,025,708

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第21期	第22期
	自 平成20年12月2日 至 平成21年6月1日	自 平成21年6月2日 至 平成21年11月30日
営業収益		
受取配当金	14,319,215	6,796,011
受取利息	1,636	1,192
有価証券売買等損益	6,713,247	89,607,349
為替差損益	54,024,501	21,412,166
その他収益	533,579	4,296
営業収益合計	75,592,178	74,996,682
営業費用		
受託者報酬	266,041	334,429
委託者報酬	3,724,482 ₁	4,681,932 ₁
その他費用	721,600	649,806
営業費用合計	4,712,123	5,666,167
営業利益又は営業損失()	70,880,055	69,330,515
経常利益又は経常損失()	70,880,055	69,330,515
当期純利益又は当期純損失()	70,880,055	69,330,515
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	558,386	1,689,875
期首剰余金又は期首欠損金()	540,157,283	456,491,344
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,003,102	12,588,374
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,003,102	12,588,374
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,775,604	2,175,096
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,775,604	2,175,096
分配金	₂ -	₂ -
期末剰余金又は期末欠損金()	456,491,344	378,437,426

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第21期 自 平成20年12月2日 至 平成21年6月1日	第22期 自 平成21年6月2日 至 平成21年11月30日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場がないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所等の発表する基準値段又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場がないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日においてその金額が確定しているものについては、当該金額、未だ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。	受取配当金 同左
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 計算期間末日の取扱い 平成20年11月30日が休日のため、前計算期間末日を平成20年12月1日としております。また、平成21年5月31日が休日のため、当計算期間末日を平成21年6月1日としております。	外貨建取引等の処理基準 同左 計算期間末日の取扱い 平成21年5月31日が休日のため、前計算期間末日を平成21年6月1日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第21期 (平成21年6月1日現在)	第22期 (平成21年11月30日現在)
1 期首元本額	1,072,830,917 円	1,048,369,039 円

期中追加設定元本額	5,333,261 円	5,446,619 円
期中解約元本額	29,795,139 円	28,915,576 円
2 計算期間末日における受益権の総数	1,048,369,039 口	1,024,900,082 口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、456,491,344円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、378,437,426円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第21期 自 平成20年12月2日 至 平成21年6月1日	第22期 自 平成21年6月2日 至 平成21年11月30日
<p>1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 委託者報酬の6分の1相当額を支払っております。</p> <p>2 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（13,895,373円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（87,530,809円）及び分配準備積立金（385,291,439円）より分配対象収益は486,717,621円（1万口当たり4,642.61円）であります。分配は行っておりません。</p>	<p>1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左</p> <p>2 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（6,250,693円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（87,612,466円）及び分配準備積立金（388,215,580円）より分配対象収益は482,078,739円（1万口当たり4,703.64円）であります。分配は行っておりません。</p>

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第21期 (平成21年6月1日現在)		第22期 (平成21年11月30日現在)	
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	554,983,504 円	15,015,207 円	633,457,701 円	81,634,886 円
合計	554,983,504 円	15,015,207 円	633,457,701 円	81,634,886 円

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の状況に関する事項

区分	第21期	第22期
	自 平成20年12月2日 至 平成21年6月1日	自 平成21年6月2日 至 平成21年11月30日
1.取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約であります。	同左
2.取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。	同左
3.取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4.取引に係るリスクの内容	為替予約取引等は、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第21期（平成21年6月1日現在）

該当事項はありません。

第22期（平成21年11月30日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第21期（自 平成20年12月2日 至 平成21年6月1日）

該当事項はありません。

第22期（自 平成21年6月2日 至 平成21年11月30日）

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第21期 (平成21年6月1日現在)		第22期 (平成21年11月30日現在)	
1口当たり純資産額	0.5646 円	1口当たり純資産額	0.6308 円
(1万口当たり純資産額	5,646 円)	(1万口当たり純資産額	6,308 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄名	株数	評価額		備考
			単価	金額	
英ポンド	ANGLO AMERICAN PLC	3,000	25.88	77,640.00	
	ASTRAZENECA PLC	3,000	27.33	81,990.00	
	BP PLC	37,000	5.84	216,006.00	
	DIAGEO PLC	2,000	10.30	20,600.00	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	10,000	12.79	127,900.00	
	HSBC HOLDINGS PLC	25,000	7.06	176,575.00	
	MONDI LTD	700	2.90	2,030.00	
	RIO TINTO PLC - REG	2,500	30.90	77,237.50	
	VODAFONE GROUP	135,000	1.38	186,840.00	
	英ポンド 小計	218,200		966,818.50 (138,574,095)	
スイスフラン	ABB LTD	3,500	18.65	65,275.00	
	CREDIT SUISSE GROUP	2,500	52.90	132,250.00	
	NESTLE SA-REGISTERED	5,000	48.29	241,450.00	
	NOVARTIS AG-REG SHS	5,000	55.65	278,250.00	
	ROCHE HLDG AG-GENUSS	1,700	166.60	283,220.00	
	UBS AG-REG	7,000	15.69	109,830.00	
	スイスフラン 小計	24,700		1,110,275.00 (95,850,040)	
ノルウェー クローネ	STATOIL ASA	3,000	143.00	429,000.00	
	ノルウェークローネ 小計	3,000		429,000.00 (6,576,570)	
ユーロ	NEW UNILEVER NV-CVA	4,000	20.57	82,280.00	
	ALLIANZ SE-REG	1,500	82.60	123,900.00	
	ALPHA BANK A.E.	5,000	8.70	43,500.00	
	ARCELORMITTAL	3,285	25.99	85,377.15	
	ASSIC GENERALI	2,600	17.39	45,214.00	
	AXA	3,000	16.21	48,630.00	
	BANCO BILBAO VIZCAYA	11,000	12.70	139,700.00	
	BANCO SANTANDER,S.A	15,000	11.58	173,700.00	
	BASF SE	3,000	40.56	121,680.00	
	BAYER AG	1,000	51.16	51,160.00	
	BNP PARIBAS	2,000	55.14	110,280.00	
	DAIMLER AG	2,000	34.63	69,250.00	
	DEUTSCHE BK AG-REG	1,000	47.86	47,855.00	
	DEUTSCHE TELEKOM REG	5,000	9.83	49,150.00	
	E.ON AG	4,000	26.72	106,880.00	
	ENI SPA	5,000	16.73	83,650.00	
	GDF SUEZ	3,000	28.55	85,635.00	
	HELLENIC EXCHANGES	10,000	8.12	81,200.00	

IBERDROLA SA	7,000	6.38	44,660.00	
ING GROEP N.V.	10,000	8.53	85,300.00	
INTESABCI SPA	15,000	2.91	43,575.00	
NOKIA OYJ	13,000	8.87	115,310.00	
OVB HOLDING AG	1,000	35.50	35,500.00	
PHILIPS ELECTRO	5,000	18.43	92,125.00	
PORSCHE AG-PFD	1,000	47.16	47,160.00	
RWE AG	1,000	61.90	61,900.00	
SAIPEM	5,000	21.80	109,000.00	
SANOFI-AVENTIS	2,000	51.20	102,400.00	
SAP AG	1,000	32.01	32,005.00	
SIEMENS AG REG	2,000	65.44	130,880.00	
SOCIETE GENERAL	2,000	46.50	93,000.00	
TELEFONICA S.A.	10,000	19.31	193,100.00	
TOTAL SA	5,000	41.87	209,325.00	
UNICREDITSPA	30,000	2.33	69,750.00	
ユーロ 小計	191,385		3,014,031.15 (392,456,996)	
合計	437,285		633,457,701 (633,457,701)	

注) 1. 各種通貨ごとの小計の欄におけるカッコ内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄におけるカッコ内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
英ポンド	株式 9銘柄	100.00 %	21.88 %
スイスフラン	株式 6銘柄	100.00 %	15.13 %
ノルウェークローネ	株式 1銘柄	100.00 %	1.04 %
ユーロ	株式 34銘柄	100.00 %	61.95 %

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年12月末日

資産総額	690,971,788	円
負債総額	7,544,979	円
純資産総額（ - ）	683,426,809	円
発行済数量	1,018,038,759	口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6713	円
（1万口当たりの純資産額	6,713	円）

第5【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日(平成10年12月1日)から第22期末(平成21年11月30日)までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	1,277,730,480	3,059,408
第2期	195,151,318	28,735,864
第3期	914,697,738	72,259,851
第4期	769,791,945	48,922,015
第5期	875,148,513	96,019,890
第6期	315,980,419	1,184,793,226
第7期	497,579,787	71,476,033
第8期	277,288,619	178,085,874
第9期	79,511,706	243,724,965
第10期	154,519,592	257,108,221
第11期	188,697,033	299,138,303
第12期	63,208,489	328,906,051
第13期	62,300,467	318,615,305
第14期	158,271,150	769,589,357
第15期	84,447,859	398,570,906
第16期	36,939,658	237,255,285
第17期	58,656,351	158,511,637
第18期	40,256,950	119,541,438
第19期	34,109,797	160,025,559
第20期	34,468,618	71,586,384
第21期	5,333,261	29,795,139
第22期	5,446,619	28,915,576

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

A 資本の額

本書提出日現在の資本金の額	4億円
会社が発行する株式総数	13,000株
発行済株式総数	8,000株
平成13年 9月	資本金を2,750百万円に増資
平成14年12月	資本金を400百万円に減資

B 委託会社等の機構

(1) 経営体制

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、その他の役付取締役を選任することができます。また、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役の全員に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たります。取締役会の招集通知は1週間前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。また、取締役および監査役の全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用体制

運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

意思決定プロセス

- 運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。
- 上記の分析結果をふまえ、運用の投資方針を策定します。
- ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
- 運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックは、パフォーマンス評価委員会、リスク管理委員会で行われます。これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年1月末日現在のファンド数は87本、純資産総額は355,567百万円です。

追加型株式投資信託 63本

単位型株式投資信託 24本

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表の用語、株式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下、「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（自平成19年1月1日至平成19年12月31日）及び第18期事業年度（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）の財務諸表並びに第19期中間会計期間（自平成21年1月1日至21年6月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により監査及び中間監査を受けております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第17期 (平成19年12月31日現在)	第18期 (平成20年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	710,398	1,677,352
未収委託者報酬	384,917	634,540
未収投資顧問料	173,013	-
未収運用受託報酬	-	316,391
未収投資助言報酬	-	24,696
未収収益	-	119,251
繰延税金資産	517,732	88,913
前払費用 * 2	13,282	23,367
立替金	7,807	29,844
未収還付法人税等	-	108,358
未収還付消費税等	-	44,158
その他流動資産	34,039	26,053
流動資産計	1,841,192	3,092,928
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備 * 1	12,379	124,013
工具器具備品 * 1	9,675	67,263
有形固定資産計	22,055	191,276
無形固定資産		
電話加入権	1,166	1,166
ソフトウェア	496	401
のれん	-	488,000
無形固定資産計	1,663	489,568
投資その他の資産		
長期差入保証金	55,561	229,414
投資有価証券	6,445	773
繰延税金資産	1,408,611	355,655
投資その他の資産計	1,470,617	585,842
固定資産計	1,494,336	1,266,687
資産合計	3,335,528	4,359,616

負債の部

流動負債

未払手数料	215,469	586,869
その他未払金 * 2	5,558	-
未払費用	81,534	105,551
関係会社未払金 * 2	-	26,894
未払法人税等	1,859,500	-
未払消費税等	1,216	-
預り金	26,067	44,213
賞与引当金	69,530	277,225
関係会社借入金 * 2	-	1,300,000
その他流動負債	1,685	85,318
流動負債計	2,260,562	2,426,073

固定負債

退職給付引当金	34,975	13,921
固定負債計	34,975	13,921

負債合計

負債合計	2,295,538	2,439,994
------	-----------	-----------

純資産の部

株主資本

資本金 * 3	400,000	400,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	41,006	1,057,867
資本剰余金計	41,006	1,057,867

利益剰余金

その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	599,734	461,754
利益剰余金計	599,734	461,754

株主資本計

株主資本計	1,040,740	1,919,621
-------	-----------	-----------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	749	-
--------------	-----	---

評価・換算差額等合計

評価・換算差額等合計	749	-
------------	-----	---

純資産合計

純資産合計	1,039,990	1,919,621
-------	-----------	-----------

負債・純資産合計

負債・純資産合計	3,335,528	4,359,616
----------	-----------	-----------

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第17期 (自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日)	第18期 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,223,062	1,798,129
投資顧問料	363,042	-
運用受託報酬	-	654,464
投資助言報酬	-	12,105
その他営業収益	19,640	234,429
営業収益計	1,605,745	2,699,129
営業費用		
支払手数料	348,598	725,063
公告費	-	6,331
広告宣伝費	8,767	2,403
受益証券発行費	62,870	35,905
調査費		
調査費	68,087	117,182
委託調査費	408,897	618,330
委託計算費	33,211	48,331
営業雑経費		
通信費	8,067	16,514
諸会費	547	-
協会費	-	1,830
その他	1,810	1,618
営業費用計	940,859	1,573,512
一般管理費		
給料		
役員報酬	45,150	60,940
役員賞与	12,818	-
給料・手当	214,169	546,600
賞与	22,985	17,153
賞与引当金繰入額	69,530	150,056
交際費	438	6,984
旅費交通費	7,217	39,358
租税公課	25,676	3,235
不動産賃借料	49,370	112,694

退職給付費用	6,567	19,243
固定資産減価償却費	5,383	23,081
のれん償却費	-	34,857
諸経費 * 1	83,362	243,857
一般管理費計	542,672	1,258,061
営業利益又は営業損失()	122,213	132,445
営業外収益		
受取利息	-	1,700
雑収入	8,432	21,682
営業外収益計	8,432	23,382
営業外費用		
支払利息 * 1	-	21,903
支払保証料	62	150
投資有価証券売却損	-	4,294
投資有価証券評価損	9,805	1,226
為替差損	310	42,385
雑損失	7,444	3,078
営業外費用計	17,622	73,038
経常利益又は経常損失()	113,024	182,101
特別利益		
退職給付引当金戻入益	714	12,706
その他特別利益	72	-
特別利益計	786	12,706
特別損失		
固定資産除却損 * 3	26,270	10,487
本社移転関連費用	17,085	61,627
組織改編関連費用	-	161,104
退職給付制度間の移行に伴う損失	-	44,881
特別損失計	43,355	278,101
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	70,455	447,497
法人税、住民税及び事業税 * 2	1,858,446	1,205
法人税等調整額	1,831,102	1,481,774
法人税等合計	27,342	1,482,980
当期純利益又は当期純損失()	43,112	1,930,477

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第17期 (自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日)	第18期 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	400,000	400,000
当期末残高	400,000	400,000
資本剰余金		
その他資本剰余金		
前期末残高	41,006	41,006
当期変動額		
企業結合による増加	-	1,016,861
当期末残高	41,006	1,057,867
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	556,622	599,734
当期変動額		
企業結合による増加	-	1,792,497
当期純利益又は当期純損失（ ）	43,112	1,930,477
当期変動額合計	43,112	137,979
当期末残高	599,734	461,754
株主資本合計		
前期末残高	997,628	1,040,740
当期変動額		
企業結合による増加	-	2,809,358
当期純利益又は当期純損失（ ）	43,112	1,930,477
当期変動額合計	43,112	878,881
当期末残高	1,040,740	1,919,621
評価・換算差額等		
株式等評価差額金		
前期末残高	489	749
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	260	749
当期末残高	749	-
純資産合計		
前期末残高	997,139	1,039,990
当期変動額		
企業結合による増加	-	2,809,358
当期純利益又は当期純損失（ ）	43,112	1,930,477
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	260	749
当期変動額合計	42,852	879,630
当期末残高	1,039,990	1,919,621

重要な会計方針

科目	期別 第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定）を採 用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採 用しております。</p>	<p>(1) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得 したもの 旧定率法によっております。 平成19年4月1日以降に取得 したもの 定率法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次の通り です</p> <p>建物附属設備 10年～15年 工具器具備品 4年～20年</p> <p>（会計方針の変更） 法人税法の改正（「所得税法等の 一部を改正する法律」平成19年3月 30日法律第6号及び「法人税法施行 令の一部を改正する政令」平成19年 3月30日政令第83号）に伴い、平成 19年4月1日以降に取得した有形固 定資産の減価償却の方法は、改正後 の同法に定める「定率法」によっ ております。これによる財務諸表に与 える影響額は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p>

科目	期別 第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
3. 引当金の計上基準	<p>(追加情報)</p> <p>なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p> <p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金について、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております（簡便法）。</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>また、のれんについては、5年間の期間均等償却しております。</p> <p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社は平成20年10月1日に退職給付制度を改正し、確定給付型制度から確定給付型制度（キャッシュプラン）及び確定拠出型制度へ移行しました。この移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。新制度への移行に伴う過去勤務債務は発生していません。本移行に際し支払われた金額と旧制度終了時における退職給付引当金の差額44,881千円は特別損失に「退職給付制度間の移行に伴う損失」として計上しております。</p>

期別 科目	第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年1月1日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
5. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左
6. 決算日の変更に關する事項	平成19年10月26日開催の臨時株主総会において定款の一部変更が決議され、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。そのため、移行期である当事業年度は平成19年4月1日から12月31日までの9ヶ月間となっております。	

会計方針の変更

第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
	<p>（リース取引に関する会計基準）</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借契約に係る方法に準じた会計処理を適用しております。なお、これによる影響額は軽微であります。</p>

表示方法の変更

<p style="text-align: center;">第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日</p>	<p style="text-align: center;">第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日</p>
	<p>平成19年12月19日に「投資運用業等統一経理基準（旧 投資顧問業統一経理基準の制定について）」が改定されたことに伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。</p> <p>（貸借対照表） 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。</p> <p>なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」は173,013千円であり、「未収投資助言報酬」は、該当ございません。</p> <p>（損益計算書） 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」および「投資助言報酬」として区分して表示しております。</p> <p>なお、前事業年度における「運用受託報酬」は363,042千円であり、「投資助言報酬」は該当ございません。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第17期 （平成19年12月31日現在）	第18期 （平成20年12月31日現在）
* 1 有形固定資産の減価償却累計額	* 1 有形固定資産の減価償却累計額
建物附属設備 202千円	建物附属設備 8,201千円
工具器具備品 6,324	工具器具備品 35,487
* 2 関係会社に対する資産及び負債	* 2 関係会社に対する資産及び負債
前払費用 7,775千円	関係会社借入金 1,300,000千円
その他未払金 609	関係会社未払金 26,894
* 3 授権株式数及び発行済株式総数	* 3 授権株式数及び発行済株式総数
授権株式数 普通株式 13,000株	同左
発行済株式総数 普通株式 8,000株	

注記事項

（損益計算書関係）

第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
* 1 関係会社との取引 金額の重要性が乏しいため、記載を省略して おります。	* 1 関係会社との取引
	支払利息 21,903千円
* 2 法人税等 法人税等1,858,446千円のうち法人税は 1,271,140千円、住民税は267,138千円、事業税 は320,167千円であります。	* 2 法人税等 法人税等1,205千円は住民税であります。
* 3 固定資産除却損 内訳は次の通りであります。	* 3 固定資産除却損 内訳は次の通りであります。
建物附属設備 18,971千円	建物附属設備 6,365千円
工具器具備品 7,329	工具器具備品 3,985
	無形固定資産 136

（株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式に関する事項

第17期（自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日）

株式の種類	前事業年度末株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式	8,000株	-	-	8,000株

第18期（自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日）

株式の種類	前事業年度末株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式	8,000株	-	-	8,000株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	同左
重要性が乏しいため、記載を省略しております。	

（有価証券関係）

1．その他有価証券で時価のあるもの

第17期（自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日）

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	2,000	1,250	749
	小計	2,000	1,250	749
合計		2,000	1,250	749

第18期（自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日）

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	2,000	773	1,226
	小計	2,000	773	1,226
合計		2,000	773	1,226

投資有価証券は、時価が著しく低下したことにより、1,226千円の減損処理をしております。

2．当事業年度中に売却したその他有価証券

第17期（自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日）

売却損益の合計額の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

第18期（自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
90,000	-	4,294

3．投資有価証券のうち非上場有価株式の内容

第17期（自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日）

	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券 非上場株式	5,195

投資有価証券のうち、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したと認められる有価証券について、9,805千円の減損処理をしております。

第18期（自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日）

（退職給付関係）

第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日																
<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">34,975千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">34,975千円</td> </tr> </table> <p>（注）当社は小規模企業等に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり、簡便法を採用しております。</p> <p>3．退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">6,567千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,567千円</td> </tr> </table> <p>4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。</p>	退職給付債務	34,975千円	退職給付引当金	34,975千円	勤務費用	6,567千円	退職給付費用	6,567千円	<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は平成20年10月1日に従来の確定給付型の制度として退職一時金制度から確定給付型（キャッシュバランスプラン）および確定拠出年金制度に移行しております。なお、この移行に伴い、旧制度に基づき会社都合で算出した退職金を全額支給しております。</p> <p>2．退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">13,921千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,921千円</td> </tr> </table> <p>（注）当社は小規模企業等に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり、簡便法を採用しております。</p> <p>3．退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">19,243千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">19,243千円</td> </tr> </table> <p>4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。</p>	退職給付債務	13,921千円	退職給付引当金	13,921千円	勤務費用	19,243千円	退職給付費用	19,243千円
退職給付債務	34,975千円																
退職給付引当金	34,975千円																
勤務費用	6,567千円																
退職給付費用	6,567千円																
退職給付債務	13,921千円																
退職給付引当金	13,921千円																
勤務費用	19,243千円																
退職給付費用	19,243千円																

（税効果会計関係）

第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 千円	繰延税金資産 千円
税務上の営業権計上額 1,742,974	税務上の営業権計上額 1,394,379
未払事業税 137,929	繰越欠損金 552,440
賞与引当金損金不算入額 28,279	賞与引当金損金不算入額 112,802
退職給付引当金損金不算入額 14,231	組織改編関連費用損金不算入額 34,716
その他 2,928	未払費用損金不算入 22,273
繰延税金資産合計 1,926,343	退職給付引当金損金不算入額 5,664
繰延税金負債合計 -	その他 1,880
繰延税金資産の純額 1,926,343	繰延税金資産小計 2,124,157
	評価性引当額 1,671,008
	繰延税金資産合計 453,148
	繰延税金負債
	未収事業税 8,580
	繰延税金資産の純額 444,568
当社は連結納税制度を採用しているフォルティス・インベストメンツ・ジャパン・ホールディング株式会社の完全子会社となったため、第18期事業年度より連結納税へ加入しております。これにより、加入直前事業年度に当たる当期末において、税務上、営業権4,283,545千円を加算調整しております。	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
(%)	(%)
法定実効税率 40.7	法定実効税率 40.7
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 7.7	評価性引当額の変動 367.1
評価性引当額の変動 16.0	交際費等永久に損金に算入されない項目 2.5
住民税均等割 5.7	住民税均等割 0.3
その他 0.7	その他 2.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率 38.8	税効果会計適用後の法人税等の負担率 331.3

（関連当事者との取引）

第17期（自平成19年4月1日至平成19年12月31日）

1.平成19年4月1日から平成19年10月31日までの期間における関連当事者との取引状況

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	コメルツバンクAG (注1)	フランクフルト市 ドイツ	千ユーロ 1,708,000	銀行業	被所有 間接 100%	兼任1名	なし	預金 (注2)	千円 -	-	千円 -
								不動産賃借料の支払 (注3)	千円 1,211	-	千円 -
								保証料の支払 (注4)	千円 62	-	千円 -
								保証債務 (被保証) (注4)	千円 25,000	-	千円 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額は主にコメルツ銀行東京支店との間の取引であります。

(注2) 預金残高に関しては円口座、ドル口座がありますが、いずれも当座預金でそれに係る利息は発生しておりません。

(注3) 賃借料は、実勢価格によっております。

(注4) 支払保証委託契約を交わしており、年一度の契約更新とともに支払保証料の決済を行っております。

(注5) 上記取引金額は、関連当事者に該当した平成19年4月1日から平成19年10月31日までの期間のものであります。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	コムインベスト・アセット・マネジメント GmbH	フランクフルト市 ドイツ	千ユーロ 36,100	ファンド資産の投信運用資産運用業	-	なし	情報提供契約 投資顧問契約	情報提供料の受取 (注1)	千円 4,511	-	千円 -
								投資顧問報酬の支払 (注2)	千円 8,468	-	千円 -
親会社の子会社	ADIG インベストメント・ルクセンブルグ S.A.	ルクセンブルグ市 ルクセンブルグ	千ユーロ 13,000	ファンド資産の運用・管理業	-	なし	投資顧問契約	投資顧問報酬の受取 (注4)	千円 4,307	-	千円 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 情報提供料の受取については、契約に基づき、運用対象資産の評価額に一定比率を乗じて決定しております。

(注2) 投資顧問報酬の支払については、契約に基づき、受領した報酬額に一定比率を乗じて決定しております。

(注3) 情報提供料の受取については、契約に基づき、情報提供先で得られた収入に一定比率を乗じて決定しております。

(注4) 投資顧問報酬の受取については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注5) 上記取引金額は、関連当事者に該当した平成19年4月1日から平成19年10月31日までの期間の

ものであります。

2. 平成19年11月1日から平成19年12月31日までの期間における関連当事者との取引状況

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フォルティス・インベストメンツ・ジャパン・ホールディング株式会社	東京都千代田区	千円 200,000	純粋持株会社	被所有直接 100%	兼任2名	グループ管理会社	不動産賃借料の支払（注1）	千円 13,466	前払費用	千円 7,775
										その他未払金	千円 609
								リース料等の支払（注1）	千円 17,605	-	千円 -
								社員の出向者受け入れ	千円 4,582	-	千円 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注2）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

（注3）上記取引金額は、関連当事者に該当した平成19年11月1日から平成19年12月31日までの期間のものであります。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメント・ジャパン株式会社	東京都千代田区	千円 449,000	投資顧問会社	-	なし	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払（注1）	千円 1,710	その他未払金	千円 3,736

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注2）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

（注3）上記取引金額は、関連当事者に該当した平成19年11月1日から平成19年12月31日までの期間のものであります。

第18期（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメントエス・イー	ブリュッセル ベルギー	千ユーロ 180,000	持株会社	被所有 直接 100%	兼任1名	グループ 管理会社	マネージメントサービス	千円 24,213	関係会社未払金	千円 24,213
親会社	フォルティス銀行東京支店	東京都港区	千香港ドル 9,374,878	銀行業	-	なし	資金の借入	資金の借入 支払利息	千円 21,903	関係会社借入金 関係会社未払金	千円 1,300,000 2,681

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	エービーエヌ・アムロアセットマネジメントアジア	香港 中国	千ユーロ 900,000	資産運用業	-	兼任1名	その他情報提供サービス	その他営業 収益 委託調査費	千円 33,334 5,676 (注4)	未収収益 未払費用	千円 43,467 9,983
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメントルクセンブルク	ルクセンブルク市 ルクセンブルク	千ユーロ 1,308	資産運用業	-	なし	投資一任契約	運用受託報酬	千円 169,822	未収運用受託報酬	千円 61,759
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメントネザール	アムステルダム オランダ	千ユーロ 1,454	資産運用業	-	なし	投資助言契約	その他営業 収益 委託調査費	千円 73,800 9,352	未収収益 未払費用	千円 111,429 9,352

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(注3) 上記の表以外の取引は金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注4) 上記取引金額は、関連当事者に該当した平成20年8月1日から平成20年12月31日までの期間のものであります。

（企業結合等関係）

<p style="text-align: center;">第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日</p>	<p style="text-align: center;">第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日</p>
	<p>（共通支配下の取引等） フォルティス・アセットマネジメント株式会社とフォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社の合併</p> <p>フォルティス・アセットマネジメント株式会社とフォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社は平成20年8月8日付で合併契約を締結し、平成20年8月8日に開催した臨時株主総会の承認をもって、平成20年10月1日に合併いたしました。</p> <p>(1) 企業結合の概要</p> <p>1) 結合当時企業又は対象となった事業の名称及びその事業内容</p> <p>結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務</p> <p>被結合企業： フォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社 投資顧問業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務</p> <p>2) 企業結合の法的形式 フォルティス・アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併</p> <p>3) 企業結合後の名称 フォルティス・アセットマネジメント株式会社</p>

<p style="text-align: center;">第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日</p>	<p style="text-align: center;">第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日</p>
	<p>4) 取引の概要</p> <p>本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、フォルティスグループの日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、フォルティス・アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行っております。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。</p> <p>(2) 実施した会計処理の概要</p> <p>本合併は、「企業結合に係わる会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する運用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成18年12月22日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。</p> <p>（パーチェス法関係）</p> <p>フォルティス・アセットマネジメント株式会社へのエービーエヌ・アムロ証券投資顧問株式会社からの事業譲受</p> <p>(1) 企業結合の概要（事業譲受）</p> <p>1) 取得した事業の内容</p> <p>投資助言・代理業務、投資運用業務、関係会社が行う為替オーバーレイ業務にかかる委託業務</p> <p>2) 企業結合を行った理由</p> <p>日本における経営の効率化、合理化を進めるため、フォルティス・アセットマネジメント株式会社に事業を譲渡することにより、グループ内における事業の経営資源を集約して、よりいっそうの収益力の向上と事業基盤の強化を図るものであります。</p> <p>3) 企業結合の日</p> <p>平成20年8月31日</p> <p>4) 企業結合の法的形式</p> <p>事業譲受</p>

第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
	(2) 財務諸表に含まれている取得した事業の期間 平成20年9月1日から平成20年12月31日 (3) 取得した事業の取得原価及びその内訳 取得原価：522,857千円 (4) 発生したのれんの金額等 のれんの金額：522,857千円 発生原因： 今後の事業貢献により期待される超過収益額 償却方法及び償却期間： 5年間の定額法により償却しております。

(1株当たり情報)

第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
1株当たり純資産額 129,998.85円 1株当たり当期純利益 5,389.07円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	1株当たり純資産額 239,952.71円 1株当たり当期純損失 241,309.63円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額、当期純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
当期純利益(千円)	43,112	1,930,477
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	43,112	1,930,477
期中平均株式数	8,000	8,000

（重要な後発事象）

<p style="text-align: center;">第17期 自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日</p>	<p style="text-align: center;">第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日</p>
<p>当社は、平成20年2月末の法人税等に係る予定納付資金として、平成20年2月22日に開催された取締役会の決議に基づき、以下の資金借入を実行しております。</p> <p>借入先 フォルティス銀行東京支店 借入金額 13億円 信用供与額 20億円 借入条件 金利：3ヵ月 円LIBOR + 0.75% 担保：無担保 借入実行日 平成20年2月28日 返済期限 平成21年2月27日</p>	

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成21年6月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	1,166,639
未収委託者報酬	360,773
未収運用受託報酬	202,098
未収投資助言報酬	47,787
未収収益	242,068
繰延税金資産	98,074
前払費用	27,861
立替金	26,358
その他流動資産	29,628
流動資産計	2,201,289
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備 * 1	110,322
器具備品 * 1	52,471
有形固定資産計	162,793
無形固定資産	
電話加入権	1,166
ソフトウェア * 1	319
のれん	435,714
無形固定資産計	437,201
投資その他の資産	
長期差入保証金	228,382
投資有価証券	1,092
繰延税金資産	346,457
投資その他の資産計	575,931
固定資産計	1,175,926
資産合計	3,377,216
負債の部	
流動負債	
未払手数料	250,095
未払費用	142,510
関係会社未払金 * 2	46,416
未払法人税等	4,710
未払消費税等 * 3	8,700
預り金	51,427
賞与引当金	106,828
関係会社借入金 * 2	900,000
その他流動負債	13,485
流動負債計	1,524,175
固定負債	
退職給付引当金	39,558

固定負債計	39,558
負債合計	1,563,734
純資産の部	
株主資本	
資本金	400,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	1,057,867
資本剰余金計	1,057,867
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	355,559
利益剰余金計	355,559
株主資本計	1,813,426
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	55
評価・換算差額等合計	55
純資産合計	1,813,482
負債・純資産合計	3,377,216

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年 6月30日)	
営業収益	
委託者報酬	711,210
運用受託報酬	467,392
投資助言報酬	22,949
その他営業収益	306,107
営業収益計	1,507,660
営業費用	742,289
一般管理費 * 1, * 2	946,807
営業損失()	181,436
営業外収益	40,630
営業外費用 * 2	10,254
経常損失()	151,060
特別利益 * 3	46,010
税引前中間純損失()	105,050
法人税、住民税及び事業税 * 4	1,145
中間純損失()	106,195

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	400,000
当中間会計期間末残高	400,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	
前期末残高	1,057,867
当中間会計期間末残高	1,057,867
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	461,754
当中間会計期間変動額	
中間純損失()	106,195
当中間会計期間変動額合計	106,195
当中間会計期間末残高	355,559
株主資本合計	
前期末残高	1,919,621
当中間会計期間変動額	
中間純損失()	106,195
当中間会計期間変動額合計	106,195
当中間会計期間末残高	1,813,426
評価・換算差額等	
株式等評価差額金	
前期末残高	-
当中間会計期間変動額	
株主資本以外の項目の当中間会計期間変動額(純額)	55
当中間会計期間末残高	55
純資産合計	
前期末残高	1,919,621
当中間会計期間変動額	
中間純損失()	106,195
株主資本以外の項目の当中間会計期間変動額(純額)	55
当中間会計期間変動額合計	106,139
当中間会計期間末残高	1,813,482

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 自 平成21年 1月 1日 至 平成21年 6月30日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2．固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法（平成19年3月31日以前に取得したものは旧定率法）により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 10年～15年 器具備品 4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。 また、のれんについては、5年間の期間均等償却にしております。</p>
3．引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支払見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金について、当中間会計期間末における退職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております（簡便法）。</p>
4．リース取引の処理方法	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年1月1日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>
5．その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	当中間会計期間末 （平成21年6月30日現在）
* 1 固定資産の減価償却累計額	有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 21,893千円 器具備品 51,040千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 2,880千円
* 2 関係会社への債権債務	未払金 46,416千円 短期借入金 900,000千円
* 3 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	当中間会計期間 自平成21年1月1日 至平成21年6月30日
* 1 減価償却実施額	有形固定資産 29,244千円 無形固定資産 81千円
* 2 関係会社との取引	諸経費 29,655千円 支払利息 10,041千円
* 3 特別利益の主要項目	過年度組織改編関連費用修正益 46,010千円
* 4 法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税1,145千円は全額住民税均等割額であります。

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	8,000	-	-	8,000

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間 自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日	
1．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 重要性が乏しいため、記載を省略しております。	
2．オペレーティング・リース取引	
未経過リース料	
1年以内	171,632千円
1年超	647,911千円
合計	819,544千円

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成21年6月30日現在）

時価のある有価証券

種類	取得原価 （千円）	中間貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
その他有価証券 その他	1,000	1,092	92

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間 自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日	
該当事項はありません。	

（持分法損益等関係）

当中間会計期間 自 平成21年 1月 1日 至 平成21年 6月30日
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 自 平成21年 1月 1日 至 平成21年 6月30日	
1株当たり純資産額	226,685円25銭
1株当たり中間純損失	13,274円39銭
（注）1．潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、潜在株式を発行していないため記載しておりません。	
2．1株当たり中間純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純損失	106,195千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	106,195千円
期中平均株式数	8,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要であります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年1月1日より12月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

「受託会社」

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成21年3月末日現在

「投資顧問会社」

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
コムインベスト・アセット・マネジメント・ゲー・エム・ベー・ハー	36,100千ユーロ（邦貨換算4,619百万円）	ドイツ・フランクフルトに所在し、内外の有価証券に係る投資顧問およびその業務に関連する業務を営んでいます。

平成20年12月末日現在

（注）ユーロの円換算は、平成20年12月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ=127.96円）によります。

「販売会社」

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
株式会社三井住友銀行	665,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社広島銀行	54,573百万円	
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
住友信託銀行株式会社	287,537百万円	

マネックス証券株式会社	7,425百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円	

平成21年3月末日現在

2【関係業務の概要】

「受託会社」

ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の保管、管理を行います。

「投資顧問会社」

当ファンドの投資顧問会社として、委託会社より欧州株式運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行います。

「販売会社」

当ファンドの販売会社として受益権の募集販売の取り扱い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金・収益分配金・償還金に関する事務等を行います。

3【資本関係】

該当事項ありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2) 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
- (3) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンドの基本情報」として、目論見書の冒頭に掲載することがあります。
- (4) 目論見書の巻末に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (5) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の記載の内容について、投資家の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する個所に記載することがあります。
- (6) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (7) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年7月28日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているコメルツ・ヨーロッパ株式ファンドの平成20年12月2日から平成21年6月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コメルツ・ヨーロッパ株式ファンドの平成21年6月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 前期の財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年3月28日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野島 浩一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているフォルティス・アセットマネジメント株式会社（旧社名：コムルツ投信投信顧問株式会社）の平成19年4月1日から平成19年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォルティス・アセットマネジメント株式会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されている通り、会社は平成20年2月28日にフォルティス銀行東京支店より13億円の資金借入を実行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年1月20日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているコメルツ・ヨーロッパ株式ファンドの平成21年6月2日から平成21年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コメルツ・ヨーロッパ株式ファンドの平成21年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年 3月27日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 野島 浩一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているフォルティス・アセットマネジメント株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォルティス・アセットマネジメント株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年 9月24日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 野島 浩一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているフォルティス・アセットマネジメント株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フォルティス・アセットマネジメント株式会社の平成21年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。